

電子商取引やキャッシュレス決済等のデジタル技術の導入のための
設備購入費等の一部を支援します！

高砂市中小事業者キャッシュレス・DX化支援事業補助金

1メニューにつき

補助率 **2/3 以内** 補助金額 **上限 10 万円**



補助対象者

市内に主たる事務所又は事業所を有し、今後も市内で継続して事業を行う意思がある中小事業者

補助メニュー	補助対象内容	補助対象経費
キャッシュレス決済導入支援事業	キャッシュレス決済端末、ハードウェア等の新規導入	・デジタル機器等の購入費 (POSレジ、モバイルPOS・キャッシュレス決済端末機、タブレット端末、レシートプリンタ等レジ周辺機器、ただしパソコンは除く。)
アフターコロナ対応環境整備支援事業	デジタル技術を活用したウェブ会議やテレワーク等の新規導入	・ウェブ会議用カメラ、周辺機器又は専用ソフトウェアの購入費 ・委託費(システム開発・改修に係るものに限る。)
インボイス対応事業	インボイス対応レジ、受発注システム等デジタル技術を活用した設備の新規導入	・インボイス対応レジ、会計システム、受発注システム、専用ソフトウェア又はハードウェアの購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大 2 ヶ月分)
販路開拓・拡大支援事業	テイクアウト事業、通信販売事業等の新規業態の導入	・デジタル機器の購入費 ・ECサイト開設費 ・システム作成費 ・インターネット環境の整備費 ・広報費(チラシ作成費、印刷費その他広告宣伝費)
研修開催・専門家派遣支援事業	専門家によるデジタル化にチャレンジする経営者向けセミナーや勉強会等の実施	・会場使用料 ・講師謝金 ・人件費 (事業実施に必要なアルバイト代等に限る。) ・事業実施に必要な消耗品購入費等 ・広報費(チラシ作成費、印刷費その他広告宣伝費)

◆◆◆ 申請・問合せ先 ◆◆◆

- ▶ 高砂市役所 生活環境部 環境経済室 産業振興課 商工労働係
- ▶ 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1-1
- ▶ 電話:079-443-9030 ▶ E-mail:tact2930@city.takasago.lg.jp
- ▶ 申請書類は、[市ホームページ](#)よりダウンロードしてください。



補助対象外経費

- ・買換えに係る費用
- ・公租公課（消費税、その他税金、社会保険料等）
- ・光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金等）
- ・電話料金、インターネット回線通信料金、郵送料、切手代
- ・レンタル・リース費
- ・人件費（事業実施に必要なアルバイト代等を除く。）
- ・仕入れに係る経費
- ・交通費（鉄道運賃、飛行機運賃、タクシー代、高速利用代、ガソリン代等）、宿泊費、燃料費
- ・飲食・接待費
- ・補助金、助成金、協力金等の申請書類作成のために支払う費用
- ・年間契約に係る契約料、長期保証金（事業実施に必要で事業実施期間内のものを除く。）
- ・店舗への振込手数料
- ・割賦払い代金
- ・損失補填、借入れに伴う支払利息
- ・官公署に支払う手数料等
- ・その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用